

令和 2 年 9 月 1 日
運 輸 安 全 委 員 会

東邦航空株式会社所属アエロスパシアル式 A S 3 3 2 L 型 J A 9 6 7 2
の航空事故に係る勧告に基づき講じられた措置について（完了報告）

平成 2 9 年 1 1 月 8 日、群馬県多野郡上野村において発生した東邦航空株式会社所属アエロスパシアル式 A S 3 3 2 L 型 J A 9 6 7 2 の航空事故について、原因関係者である東邦航空株式会社から、当委員会が行った勧告に基づき講じた措置について報告を受けましたのでお知らせします。（別添）

本事故については、令和 2 年 4 月 2 3 日に航空事故調査報告書の公表とともに、同社に対して勧告を行っていたところです。（参考）

なお、同社からの報告は、勧告の内容を反映したものとなっています。

(別添)

令和2年8月14日

運輸安全委員会
委員長 武田 展雄 殿

東邦航空株式会社
代表取締役社長

勧告に基づく「講ずべき措置の完了報告書」の提出について

弊社は令和2年4月23日付、運委参第3号「東邦航空株式会社所属アエロスパシアル式A S 3 3 2 L型 J A 9 6 7 2の航空事故に係る勧告について」を受け、勧告に基づき検討を行い、必要な措置を講じたので、別紙のとおりご報告申し上げます。

弊社は今回の勧告を真摯に受け止め、このような事故を再発させることのないよう全社員一丸となって安全最優先の事業運営に努めてまいります。引き続きのご指導ご鞭撻を宜しくお願いいたします。

以上

講ずべき措置の完了報告

1. 勧告の内容

- ① 整備点検等において設計・製造者のマニュアル等に記載されていない損傷等の不具合を発見したときは、設計・製造者に通知して、技術検討を求めるとともに、設計・製造者の指示に従って不具合処置を行うこと。
- ② 設計・製造者等から通知された整備上の注意等に関する情報について、速やかに技術検討を行い、現場の整備士に周知すること。

2. 講ずべき措置の完了状況

- 2 - 1 「整備点検等において設計・製造者のマニュアル等に記載されていない損傷等の不具合を発見したときは、設計・製造者に通知して、技術検討を求めるとともに、設計・製造者の指示に従って不具合処置を行うこと。」について

- (1) 「運航機整備サポートチーム」及び「整備統制室」の新規設定

不具合事案に対応する整備組織の改善を図り、運航機の健全性を確保するため「運航機整備サポートチーム」を新設し、整備規程の見直しを行った。
(整備規程認可；令和2年1月30日)

運航機の不具合（設計・製造者のマニュアル等に記載されていない損傷等の不具合を含む）を、以前は不具合等を受信した部署（管理部門等）において対処していたが、整備部門組織として「運航機整備サポートチーム」を配置し、チーム活動により機体不具合を一元管理する体制を確立した。

更に整備規程附属書の見直しを行い、整備作業全般の不具合事案等に対応する組織である「整備統制室」を新設し、「運航機整備サポートチーム」を包括管理する組織の配置を行った。（整備規程附属書認可；令和2年1月30日）

- (2) 「製造者の技術資料等による措置が困難または不能な場合等の取扱い」の新規設定

整備規程附属書に設計・製造者のマニュアル等に記載のない損傷等の不具合について、整備管理部門が組織的に対応する管理体制を規定化し、整備作業上不明確な箇所を解消するための組織的対応方法を明確にした。

（整備規程附属書認可；令和2年1月30日）

設計・製造者のマニュアル等に記載されていない損傷等の不具合が発生し、その措置が困難な場合、「運航機整備サポートチーム」等は技術課に技術的支援を要請する。技術課は修理方法の技術検討を行い、技術資料等から修理方法が不明な場合は、設計・製造者に不具合状況を報告、修理方法の検討を依頼して修理方法を入手し、品質保証室長に技術検討の結果を報告する。品質保証室長は必要により整備管理部門等による「整備技術検討会」を開催する。技術課が検討した不具合処置は、「運航機整備サポートチーム」等から、現場整備士に作業指示として伝えられ修正作業が実施される。

業務実施要領（社内規程 以下同じ）「製造者の技術資料等による措置が困難または不能な場合等の取扱い（作業評価記録 記入要領）」の見直し改正を行った。

（令和2年8月12日改正）

（3）全整備部員に対する臨時訓練の実施

- ① 平成30年11月30日から平成31年3月25日の間、全整備部員に対して、「運航機整備サポートチーム」の新設及び「製造者の技術資料等による措置が困難または不能な場合等の取扱い」について臨時訓練を実施した。
- ② 平成30年12月10日から平成31年3月30日の間、臨時訓練の効果測定を実施し、全整備部員の臨時訓練に対する理解度を確認した。
- ③ 令和2年2月20日から令和2年5月29日の間、事業改善命令の是正措置に沿った整備規程附属書の見直し部分について、全整備部員に対し臨時訓練及び臨時訓練の効果測定を実施し、全整備部員の臨時訓練に対する理解度を確認した。

2 - 2 「設計・製造者等から通知された整備上の注意等に関する情報について、速やかに技術検討を行い、現場の整備士に周知すること。」について

- （1）令和2年4月1日から令和2年5月1日の間、「設計・製造者等から通知された整備上の注意等に関する情報の技術検討及び周知について」の調査及び検討を行い、以下の是正措置を実施した。

① 技術検討及び周知の現状

令和2年4月1日から令和2年4月7日迄の現状調査の結果、設計・製造者等から通知された整備上の注意等に関する情報は、ASB・SB・LETTER・NOTICE等から構成され、航空機等の不具合に関する重要な通知（A

S B・S B)については、既存の規程に従って速やかに技術検討され適切に現場の整備士へ整備情報として周知されている事を確認した。

「その他の整備情報又は注意喚起（LETTER及びNOTICE等）」の技術検討及び周知については、規定上の取り扱いが不明確である事が確認された。

② 技術検討及び周知方法の見直しと改善方法の検討

令和2年4月8日から令和2年4月30日において、「その他の整備情報又は注意喚起（LETTER及びNOTICE等）」の技術検討及び周知方法の見直しと改善方法の検討を行った結果、組織的に速やかに技術検討を行い現場の整備士に整備情報として周知させる体制を確立させる為、既存の業務実施要領「社内技術情報取り扱い要領（東邦整インフォメーション発行基準）」を改正した。（令和2年5月1日改正）

- (2) 令和2年06月16日から令和2年06月29日の間、「社内技術情報取り扱い要領（東邦整インフォメーション発行基準）」の規定改正について、全整備部員に対してeラーニングを実施し、全整備部員の規定改正の理解度を確認した。

以上

参 考

運委参第3号
令和2年4月23日

東邦航空株式会社
代表取締役社長 宇田川 雅之 殿

運輸安全委員会
委員長 武田 展雄

東邦航空株式会社所属アエロスパシアル式AS332L型
JA9672の航空事故に係る勧告について

本事故において、白色のテールローター・ブレードのフラッピングヒンジの分解整備において、当該箇所の不具合情報の通報が行われず適切な整備がされなかった。また、エアバス・ヘリコプターズ社から発行されたグリースの使用に関する情報が周知されておらず、高温多湿の中で駐機した場合の整備作業が徹底されていなかった。いずれの件も本事故要因に関与したものと考えられる。

当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、同種事故の再発防止に資するため、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、貴社に対し、講ずべき措置について以下のとおり勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

- ① 整備点検等において設計・製造者のマニュアル等に記載されていない損傷等の不具合を発見したときは、設計・製造者に通知して、技術検討を求めるとともに、設計・製造者の指示に従って不具合処置を行うこと。
- ② 設計・製造者等から通知された整備上の注意等に関する情報について、速やかに技術検討を行い、現場の整備士に周知すること。